

災害用井戸・湧水登録制度の開始と協力者の募集について

日光市では災害時の広域的な断水発生に備え、市内に所在する個人・法人所有の井戸・湧水を生活用水として活用する取り組み「災害用井戸・湧水登録制度」を開始します。

また、制度開始に伴い、災害用井戸・湧水の登録にご協力頂ける個人・法人を募集します。

記

1. 事業の概要

令和6年能登半島地震では、上下水道が大きな被害を受け、長期にわたり断水が継続したことから、生活用水の確保が課題となりました。そのような中、被災した一部地域においては、住民の声かけ等により、井戸水や湧水が自発的に開放され、生活用水に活用されたことから、災害時の代替水源としての重要性が改めて認識されました。

そうした背景をふまえ、災害発生時には、本市においても生活用水の確保が困難になる可能性が考えられることから、ご厚意で井戸水・湧水を提供していただける方を募り、その所在地を広く周知することで、災害時の代替水源確保を目的とするものです。

2. 対象者

市内に井戸・湧水を所有する個人または法人

3. 登録の要件

- (1) 災害時に無償で井戸水・湧水を一般に提供すること。
- (2) 井戸・湧水の位置情報を公表することが可能であること。
- (3) 井戸・湧水が使用可能な状態にあること。

4. 募集開始時期

令和8年4月1日より募集を開始します。

5. 周知方法

市ホームページ・広報紙掲載、チラシ配布(自治会・事業者等)

6. その他

登録頂いた井戸・湧水の情報市ホームページ等で公表します。

【本件に関する問合せ先】

日光市企画総務部総務課防災対策係 担当:手塚・和田

電話:0288-21-5166 MAIL:soumu@city.nikko.lg.jp